

令和元年度 第2回特定調達品目検討会 議事要旨

開催日時：令和元年10月1日（火） 10：00～12：00

開催場所：経済産業省別館 1111号会議室

出席委員：青木委員、指宿委員、梅田委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、原田委員、平尾委員、
藤井委員、藤崎委員、安井委員（座長）、柳委員 （五十音順）

欠席委員：曽根委員、奈良委員

1．特定調達品目及び判断の基準等の見直し（案）について

○植物由来プラスチックに関連する事項

- ・ 植物由来プラスチックの環境負荷低減効果の確認は、具体的にはどのように行うのか。
 - ⇒ 基本方針24ページ備考8において、「環境負荷低減効果が確認されたものとは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。」という記載があり、他の品目にも共通して定義している。素材メーカーの評価でよしとする方法もあり、改善点があれば検討したい。（環境省）
- ・ バイオポリエチレンは、ブラジルの特定のメーカーの原料調達に基づいたLCAがあり、その数字があたかも確定値のように使われているが、本来は事業者が個別に確認をする必要がある。どう理解されているか、注視する必要がある。
- ・ LCAは、バウンダリーの決め方も様々である。さとうきびは元の土地の使われ方などを考慮すると無限にある。
 - ⇒ 事業者が対応できないと意味がないため、確認する姿勢を評価するという観点でこのような記載としている。（環境省）
- ・ エネルギーは定量的に測りやすいが、植物由来プラスチックのようなものの環境負荷を測るのは難しい。今後、事業者に対し、LCAを個別で要求するのか、自己責任でやることを求めるのかを議論すべき。後者の段階に来ていると感じている。
- ・ 他の委員もそういう思いだと思う。国連の気候行動サミットで70か国が2050年ネットゼロに合意した。その時の最大の課題を議論に入れるべき。
- ・ ごみ袋の30万トンの10%として、需要が3万トンとすることで、このバイオポリエチレンは20万トンしか製造していないが、供給量は問題ないのか。
 - ⇒ 30万トンという数字は日本の一般国民を含めての使用量で、国等としては地方公共団体を含めても2万トンあれば足りることは確認している。ブラジルのメーカーも日本で使用されるのであれば生産を増大する余地があるという話は聞いている。エコマークの基準の25%よりは低くしている。来年すぐに枯渇するということはないと考えている。（環境省）
- ・ 生分解は評価をしないと理解してよいのか。
 - ⇒ ケースバイケースで判断する。ごみ袋は燃やしたときを考えて植物由来であることを評価した。素材代替の話でごみ袋を紙製に変えるなどもあり得ると思う。一方、生ごみ処理に限定した品目は生分解性を評価すべきであり、植物由来であればよいものと、生分解でないという意味がないものを分けて考える必要がある。なお、植栽管理の配慮事項に設定したチェーンソーオイル

は、植物由来であることを評価しているのではなく、生分解性を評価している。(環境省)

⇒ プラスチック資源循環戦略では、バイオプラは植物由来、生分解の両方を推進するということでロードマップを作成する。生分解プラについては静脈システム・リサイクルの調和性等をどうするか、どういった分野にどれくらい導入するか議論している。その中で分野、量を検討し、それを踏まえてグリーン購入法で対応していけるものを検討していけるとよい。(環境省リサイクル推進室)

- ・ 植物由来と生分解性の違いを全体的に丁寧に引き分けた方がよい。
- ・ PLA 製品が出たとき、植物の苗木を入れるカップには使えた。今はどうか。
 - ⇒ PLA 製品で工業製品や文具に使われていたものは、劣化が早い、売る前に倉庫で壊れる、包装でも難しいという点で市場から撤退している。苗木用カップもコンポストに入れ 60 まで上がらないと分解しない。また、山で使用する場合は、回収せずに放置してもよいという誤解を招かないよう、留意していく必要がある。(環境省)
- ・ PLA は 3D プリンタの素材としてよく使われている。
 - ⇒ 物性の関係で、低温で溶けて、固まりやすい性質であるためではないか。植物性という観点ではなく、環境に配慮した製品かという観点での評価については今後確認したい。(環境省)

○モノからサービスへの移行について

- ・ 今まではモノでみてきたが、今はリサイクル物含有からどう循環させていくかという考え方に代わっており、「物品調達」から「使い方」のような基準に変わっていくのだと考える。生分解性の考え方はレベルアップのポイントと評価する。
- ・ 「役務」としての方向に踏み出しているのか。これまでのグリーン調達の対象品目が大幅に増える可能性があると考えてよいか。
 - ⇒ これまでも検討していたが、今後拡大する可能性はある。(環境省)

2. グリーン購入法のあり方の検討

○グリーン購入導入キットについて

- ・ 導入キットの取組は評価できる。CO₂削減すると電力コストも下がるので経済的にもメリットがあることが伝わるようにした方がよい。
 - ⇒ 財政的にも、労力も減るという点もあり、前向きに検討したい。(環境省)
- ・ 導入キットでは、環境に対する評価項目等の基準は試験方法も含めて必要ではないか。
 - ⇒ 2 つ論点がある。地方公共団体等で議会の承認を得るためには説得力が重要。一方で複雑で、作業が発生するようなものにしてしまうと逆にネックになってしまう危険性がある。エコマークがあるものや、ある事業者が公表している基準となる数値を活用する等、わかりやすいところから始めてグレードアップしていく方法もある。小規模の地方公共団体に実際使っていただいてから練っていききたい。(環境省)
- ・ 基本方針の基準に従った物品調達を普及させるのが第一歩。具体的に発注の際、仕様書の段階でどう落としこんでいるのかという事例を集めて、キットの中に仕様書モデルを入れて普及させればよいのではないか。
- ・ 導入キットは、グリーン購入未実施の地方公共団体における環境物品への置替えには有効だが、基

本的に、環境物品だからといって調達量を増やすことを推進すべきではないので、調達量自体を抑制することへの配慮を忘れないよう留意すべき。

- ・ 同意見で、買わないで済むものは買わないことが前提。行政各者の立場では、義務であれば取組みやすい。本当に取組を進めたいのであれば、法律化して義務化すべき。また、毎年の調査を見ると、小規模でもきちんと取り組んでいる団体もあれば、政令指定都市でもレベルが低い場合がある。規模の大きさよりも、首長やコアになる人のキャパシティビルディングに取り組まないと継続していかない。継続的運営にはコストと人が必要になるが、予算措置の検討はしているのか。
 - ⇒ 3R の原則でできるだけ買わない、使わない、捨てないということも強く伝えていきたい。導入キットの検討にあたっては、形骸化した義務化では意味がなく、規模を問わず継続して実施できる状況を整えることが先決であると感じた。取組の度合い別に対応を切り分け、まずは未実施の団体にもスタートラインに立ってもらえるような支援をしつつ、並行してレベルアップを考えていきたい。(環境省)
- ・ 地方公共団体での調達実績が多い品目がグリーン購入法でカバーされているわけではなく、性能の面でもズレがあるという話をよく聞く。アンケートで適合品の調達率 100%にできない理由を地方公共団体にも確認すべき。また、国と地方公共団体の調達品目が一致していないため、実績を踏まえた上で地方にも普及させるという視点での検討をお願いしたい。規模の大小で取組が比例するわけではないという意味では、EMS をきちんと回しているところは、グリーン購入を数字としてしっかりと把握し、取組も積極的である。EMS と併せてグリーン購入を取り組んでいくという、PDCA を回す体制を整えないとキットだけ作っても続かない。
 - ⇒ 少し試行してみてからという面もあるかと思う。未実施の団体が取り組むということは大変なことであり GPN にサポートしていただくことも場合によってはあり得るか。一定レベルまでいけばやりがいがあるが、そこまではなかなか難しい。
- ・ 新しい経済活性を求める方々に、グリーン調達基準をどう活用してもらえるかにシフトしなければならないが、上から目線で環境配慮を議論しているという気がする。今の地方公共団体の話も同様で、今までの議論での精神的なものから学ぶことや地産地消と結び付ける話が抜けている。国のグリーン調達のパターンを地方公共団体に移すだけで、全体の議論としても調達側が環境選択をしているという自慢するための議論になっている。環境を考えた経済発展という基本の部分を考え直す必要があると感じる。
- ・ インセンティブとして、地方公共団体の事例を示したり、表彰するなど目に見えるようにしてあげる必要がある。事例を入れるのもひとつの手段ではないか。
 - ⇒ 良い取組を積極的に評価したいと考えており、ヒアリングの際も、アピールしたいことを積極的に提案していただきたいと業界団体等に伝えた。日本の技術力は高く、日本から生まれた環境配慮型製品は多いと感じる。まだ開発途中の提案も受けており、今後は、そのような数年後に基準化を見越しているような分野にも配慮し、委員の方々に力添えをいただきながら検討したい。(環境省)
- ・ 簡易キットについて、裾野を広げることを第一段階として目指すのは、モチベーションにもなり良いと思う。環境に良くコストメリットがあるという両輪により促進できるよう、丁寧にヒアリングしながら進めるのがよい。
- ・ 最近の日本の環境対応は諸外国に負けている。米国では容器包装等を一流企業に配達し、回収する企業も出てきている。CO₂ 低減した建物の認証スキームでも登録数の 1 位は米国、2 位は中国で日

本は遅れている。気候行動サミットを見ても、一步目が出ないというのがこの国の特徴。今回ひとつのチャレンジとしてやっていただくのは面白いと思う。地方公共団体の ISO14001 の取得率を調査し、目星を付けて行くと生産性がよくなるかもしれない。

○今後の基準化に関する方針

- ・ 今後の基準化予定について、具体的な品目を記載するイメージなのか。事業者の後押しは良いが、書き方を間違ってしまうと、切り替え予定にあったものが消えてしまったり、ブレている印象を与えてしまう点が懸念されるところ。
 - ⇒ 提案者からのグリーン購入法の特定調達品目に指定されれば製品化できそうだという御意見を踏まえ、今後こういう方向になれば基準化するという書きぶりを目指している。意見が割れるところでは、トップランナー基準をさらに発展させたチャレンジ基準を書くかどうかなどあるが、実現性との兼ね合いでの線引きが難しいところ。グリーン購入法のさらなるレベルアップにつながるよう御意見を頂きながら練っていききたい。(環境省)
- ・ 新たな 10 年先の基準化について、具体的にどういうものを取り上げていくのか。今何もないものを取り上げるのか。実用化されているものを取り上げる場合、1 社のみだったらどうするかというクリアランスの手順を決めておいた方がよい。
 - ⇒ 将来の話について、良いものは書いておきたいという論点はある。すぐに反映することは難しいが、来年がグリーン購入法制定 20 周年に当たるため大きな改定を考えている。(環境省)
- ・ 今までの日本の制度は一方通行であったが、調達した後のフィードバックは新しい視点であり、大きな変更をもたらすと思う。さらに 2 点について考えてほしい。1 点目は、ロングリストでもよいので、グリーン調達の中で環境指標に対する評価を持つこと。環境指標評価委員会を設ける等、判断基準に対する評価を検討課題とすべき。2 点目は、新しいものを積極的に取り入れるチャレンジ制度。今回 2 段階基準を設けたので、時限的に 1 社でも取り入れて一般化するかを判断するなど、限定的なものを認める制度を作ってはどうか。
- ・ まずは基準化し、初年度の調達目標 5% からスタートして、順次供給が整ってきた段階で 100% にしていくという運用はできないのか。
 - ⇒ プレミアム基準の 2 段階の基準はその考え方に近い。基準値 1 として高い基準を設定したところ、「基準値 1 を 50% 買う」という目標を定める省庁も実際に出た。調達に反映されなければ意味がないので、存在しているものを積極的に基準化することはありえる。開発中のものは、各省庁の他の制度で試行的に発注されているケースがあり、公共工事では特許庁の BEMS など早い段階から普及しており、個別の省庁でチャレンジしている。グリーン購入法ではある程度流通した段階で書くことが前提であるため、グリーン購入法における将来的なものをどこまで書けるかを議論し、各制度との調整等、積極的に取り組みたいと考えている。(環境省)

以上